

大子町中小企業者経営改善支援事業補助金

町内における地域経済の活性化を図るため、社会情勢等の変化に応じた持続的な経営に向けた取組を行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者

町内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の要件をすべて満たす方

- (1) 町税等を滞納していない者
- (2) 同一の事業に対して、町又は他の団体から別に補助金の交付を受けていない者

※ただし、次の要件に該当する場合は、対象外となります。

- ・公序良俗に反する事業を行う者
- ・宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的としている者

対象事業

次のいずれかの事業に該当するもの

- (1) 新商品開発・販路開拓事業

競争力の強化等を目的として、新市場への参入及び新規顧客の獲得に向けた販売方法の導入、商品の改良又は開発を行う事業

- (2) 人材不足対策事業

人材不足解決を目的として、IT等を活用した生産性向上（付加価値向上・業務効率化）に資する事業

- (3) 新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、国が示した新しい生活様式の実践に向けて行う事業

対象経費

経費区分	内容
機械装置等導入費	事業の遂行に必要な機械装置等の導入に係る経費
広告宣伝費	事業の遂行に必要なパンフレット、ポスター、チラシ等の作成及び広告媒体の活用に係る経費
出展費	事業の遂行に必要な展示会又は商談会への出展に係る経費
旅費	事業の遂行に必要な専門的知識の習得（単なる視察、セミナー研修等参加は除く）又は展示会若しくは商談会に参加するための旅行に係る経費
開発費	事業の遂行に必要な商品又は包装パッケージの試作開発に伴う原材料の購入費及びデザイン、製造等に係る経費
資料購入費	事業の遂行に必要な図書等の購入に係る経費
備品購入費	店舗又は事業所等内で事業の遂行にのみ使用する備品（1個当たり1万円以上（税込））の購入に係る経費

消耗品費	事業を継続する目的で新型コロナウイルス感染症対策に要するアクリル板、フェイスシールド、消毒液等の購入に係る経費
賃借料	事業の遂行に必要な機器や設備のレンタル等に係る経費
専門家謝金	事業の遂行に必要な指導又は助言を受けるために依頼する専門家等に対する謝礼又は旅費等に係る経費
委託費	事業の遂行に必要な業務委託等に係る経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用するなど自ら実施することが困難な業務に限る。）
外注費	事業の遂行に必要な外注（請負）等に係る経費（店舗の改装など自ら実施することが困難な業務に限る。）

補助金の額等

【補助率】 1 / 2 【補助上限額】 25万円

※次のいずれかに該当する場合 【補助率】 2 / 3 【補助上限額】 50万円

- (1) 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第1項の規定に基づき先端設備等導入計画の認定を受けた場合
- (2) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた場合
- (3) 中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき経営力向上計画の承認を受けた場合
- (4) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第1項の規定に基づき県が策定した「茨城県全域基本計画」又は「茨城県県北地域基本計画」に沿って作成した地域未来牽引事業計画の承認を受けた場合

留意事項

- ・ 交付の決定を受けた年度の次年度以後5年間は、同一事業での申請はできません。
- ・ 必要に応じて、実施状況等の報告をお願いする場合があります。
- ・ 補助決定者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、地域産業振興策の実例として公表する場合があります。

申請先及び問合せ先

大子町役場 観光商工課 観光商工担当

〒319-3522 久慈郡大子町大字大子866番地

TEL：0295-72-1138 FAX：0295-72-1167

E-mail：kankou@town.daigo.lg.jp

※交付申請手続きの基本の流れについては、次のページをご覧ください。

交付申請手続き

申請者	町へ事前相談
-----	--------



申請者	中小企業者経営改善支援事業補助金交付申請書（様式第1号）提出
-----	--------------------------------

- 【添付書類】
- (1) 経営計画書（様式第2号）
 - (2) 事業計画書（様式第3号）
 - (3) 収支予算書（様式第4号）
 - (4) 市町村税完納証明書
 - (5) 定款又はこれに準ずるもの（法人の場合）
 - (6) 直近3期の決算書類
 - (7) 認定書又は承認申請書（「補助金の額等」の（1）～（4）のいずれかに該当する場合）
 - (8) 補助対象事業に係る経費の内訳が分かる書類の写し



町	交付決定通知書発行
---	-----------



申請者	事業実施
-----	------



申請者	中小企業者経営改善支援事業補助金実績報告書（様式第5号）提出
-----	--------------------------------

※事業完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに提出

- 【添付書類】
- (1) 収支決算書（様式第6号）
 - (2) 補助対象事業に係る経費の支払いを証明する書類の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類



町	交付確定通知書発行
---	-----------



申請者	補助金等交付請求書（様式第12号）提出
-----	---------------------



町	補助金交付
---	-------